

発議第2号

東郷町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

東郷町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年9月22日提出

提出者

東郷町議会議員 山下 茂

賛成者

東郷町議会議員 石原 えりか

東郷町議会議員 加藤 のぶひさ

東郷町議会議員 高橋 道則

東郷町議会議員 高木 佳子

東郷町議会議員 中野 まさひろ

東郷町議会議員 熊田 彰夫

東郷町議会議員 こう田 さとみ

東郷町議会議員 山田 達郎

東郷町議会議員 加藤 宏明

東郷町議会議員 水川 淳

東郷町議会議員 加藤 啓二

東郷町議会議員 若園 ひでこ

東郷町議会議員 門原 武志

東郷町議会議員 菱川 和英

説明

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正等に伴い、東郷町議会議員の東郷町に対する請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、議会の運営の構成及び事務執行の適正を図るため、条例を制定する必要があるからである。

## 東郷町議会議員の請負の状況の公表に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、東郷町議会議員（以下「議員」という。）が東郷町に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

### (報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における東郷町に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

#### (1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

#### (2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

### (報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

### (報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期

限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

## 発議の概要

### 1 制定理由

地方自治法の一部改正等に伴い、東郷町議会議員の東郷町に対する請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、議会の運営の構成及び事務執行の適正を図るため、条例を制定する必要があるからである。

### 2 主な制定内容

#### (1) 目的

議員が東郷町に対し請負をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを条例の目的とする（第1条関係）。

#### (2) 報告

ア 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に議員でない期間がある者で再び議員となったものは、その日から起算して30日以内）に、前会計年度（議員である期間に限る。）における東郷町に対する請負について、議長に対し、一定の事項を文書により報告しなければならないこととする（第2条関係）。

イ 議員は、アの報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を、文書により届け出なければならないこととする（第2条関係）。

#### (3) 報告等に係る情報の一覧の作成及び公表

議長は、(2)の報告（訂正を含む。）に係る情報について、一覧を作成し、公表しなければならないこととする（第3条関係）。

#### (4) 報告等の保存及び閲覧等

ア (2)の報告書及び訂正届は、議長において、報告期限の翌日から起算して5年間保存しなければならないこととする（第4条関係）。

イ 何人も、議長に対し、アにより保存されている報告書及び訂正届の閲覧又は写しの交付を請求することができることとする（第4条関係）。

### 3 施行期日

公布の日から施行すること。